

○日光市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会設置条例

平成28年3月4日

条例第3号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき策定した日光市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進に当たり、総合戦略の検証その他必要な事項について協議するため、日光市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 総合戦略の推進に関すること。
- (2) 総合戦略の効果の検証及び見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業団体、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及び報道機関から推薦を受けた者
- (2) 地域の住民を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市民であって、公募により選任された者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総合政策部地方創生推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。
- 3 この条例の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。